

令和 8 年度 農作業受委託等標準額

適用期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日まで

笠間市農業委員会

区分	作業内容	単位	賃金（円）（消費税込）	摘要
機械作業の場合	水田耕起	10a	6,900	未改良田 8,000円（消費税込）
	畑耕起	10a	6,900	
	代かき	10a	9,200	未改良田 10,300円（消費税込）
	田植	10a	8,800	
	水稲刈取り	10a	35,800	コンバイン（乾燥糶摺り調整まで） 未改良田 36,900円（消費税込）
	水稲刈取り	10a	22,000	コンバイン（刈取りのみ） 未改良田 23,100円（消費税込）
	畦塗り	1m	60	
人力作業の場合	水田作業	1人	1,100/h 農作業一般	1時間あたりの茨城県最低賃金 （令和7年10月12日改定）は、 1,074円です。
	畑作業	1人		
	果樹作業	1人		
請負の場合	糶摺り	60kg	920	水稲、陸稲（玄米）
	水稲育苗	1箱	865	箱代別（未処理）、配送料別
	生糶乾燥	10a	14,080	糶摺りを含む

◎ この標準額には消費税（10%）を含んでいます。（人力作業の場合を除く）

※この額は参考額です。

圃場条件（移動距離等）や燃料・電気代等により、標準額で作業を行うことが難しい場合は、当事者間で調整してください。